調査基準価格設定工事の入札に関する説明書

〈数値的失格基準を採用しない案件（郵便入札）の場合〉

１　調査基準価格の設定

低入札価格調査制度により入札を実施する工事については、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かについて調査をする場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ設定します。

２　工事費内訳書の提出

調査基準価格を設定した工事の入札に参加される場合は、当該入札金額に対応した工事費内訳書（種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。）を入札書と一緒に郵送してください。なお、工事費内訳書は電磁的記録（ＣＤ・ＤＶＤ）又は紙により作成してください。

（１）工事費内訳書の作成方法

①　表紙

工事名称、入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職名・氏名を記載するとともに代表者の印鑑（届けている使用印鑑）を押印してください。

建設工事共同企業体で参加される方は、当該建設工事共同企業体の名称、代表構成員の所在地、商号、代表者の職名・氏名を記載し代表構成員の印鑑（届けている使用印鑑）を押印してください。

②　内容

工事費内訳書の様式は、当該工事に係る設計書（金抜き）の様式に準じて各項目に対応する単位、数量、単価及び金額を記載したものを作成してください。なお、同じ内容であれば、独自様式でも構いません。

ア　土木工事

工事費内訳書は代価表部分を除いた小明細までの単位、数量、単価、金額を記載したもの

イ　建築・設備工事

工事費内訳書は内訳明細書に掲げる各工事種目、科目、細目に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価、金額を記載したもの

（２）工事費内訳書の作成に関する注意事項

市設計書（金抜き）に記載されている項目全ては、当該工事を適切に施工する上で市が必要経費として位置付けているものです。いかなる場合も経費の未計上、項目の削除等することなく、市設計書（金抜き）のとおり、全て記載してください。

なお、経費の計上漏れ（ゼロ計上を含む）、項目の記載漏れ、内訳書の添付漏れ、項目の省略等は入札の無効要件に定める項目（経費）の欠落と判断します。その欠落が入札無効要件に該当する場合は、当該業者の入札は無効となります。

以上のことを踏まえ、また特に次の事項を十分注意した上で、工事費内訳書を作成してください。

① 工事費内訳書の金額について、値引き、計算誤り、経費の計上漏れがないこと。また、値引き等で金額調整をせず、個々の単価に反映させること。
② 「ゼロ計上」も経費の計上漏れと判断する。いかなる場合も金額を記載すること。
③ 市設計書（金抜き）の項目は、内訳として市が必要と定めた項目であるため、工事費内訳書については、小明細、中明細等にかかわらず、市設計書（金抜き）のとおり全ての項目を記載すること。項目の記載漏れ、記載誤り、内訳書の添付漏れ等がないこと。なお、複数項目を合算したことによる項目の省略も記載漏れと判断する。
④ 工事費内訳書の工事費合計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が入札金額と一致すること。端数処理も行わないこと。
⑤ 工事費内訳書は、専門業者から見積りを徴収するものを除き、自らの責任で積算したものであること。

3 工事費内訳書の確認及び不備による当該業者の入札無効要件

工事費内訳書の確認は開札後に行います。一旦落札決定を保留し、最低の価格をもって入札を行った者の工事費内訳書を確認し、無効要件に該当する場合は当該業者の入札は無効とします。無効になった場合は次順位者の工事費内訳書について同様の確認を行います。確認の結果、無効要件に該当しない者を落札者とし、次順位者以降の確認は行いません。

なお、最低の価格をもって入札を行った者（次順位以降で工事費内訳書の確認の対象となった者を含む。）が調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った場合、迅速に落札業者の決定を行うため、当該確認行為と低入札価格調査を並行して実施します。どちらかの無効（失格）要件に該当することが判明した場合、その段階で、その判明した理由により当該業者を落札者といたしません。

（1）無効要件

① 工事費内訳書に係る総内訳項目数（小計、合計欄は除く。）に対して、１％を乗じた値の小数点以下を切り上げて得た値を超える項目（経費）の欠落があり、かつ、５を超える項目（経費）の欠落がある場合

（例１）総内訳項目数が５６０項目ある工事費内訳書の場合

５６０［総内訳項目数］×１％＝５．６
５．６の小数点以下を切り上げた値＝６

６かつ５を超える項目の欠落が無効要件に該当するため、７項目以上の欠落があれば無効

（例２）総内訳項目数が３４０項目ある工事費内訳書の場合

３４０［総内訳項目数］×１％＝３．４
３．４の小数点以下を切り上げた値＝４
４かつ５を超える項目の欠落が無効要件に該当するため、６項目以上の欠落があれば無効

② その他、明らかに積算が行われていないと市が判断した場合

4 低入札価格調査制度について

当該入札において最低の価格をもって入札を行った者で工事費内訳書の無効要件に該当しない者が、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った場合、低入札価格調査を行い、後日落札者とするかどうか決定します。従って、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があります。

調査を行うこととなった場合、当該入札者には契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを積極的に説明していただきます。調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合には落札者としません。また、調査に協力しない場合も、同様に判断します。

低入札価格調査の対象者となるべき同価格の入札を行った者が２者以上ある場合は、くじによって低入札価格調査の対象者を決定します。なお、低入札価格調査の対象者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

（１）調査の実施

低入札価格調査の対象者が作成した工事費内訳書のほか、当該対象者から調査に必要な書類の提出を求め、事情聴取等により、工事費内訳書の各工事費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）について調査します。

調査した結果、低入札価格調査の対象者の積算根拠が適正であると判断される場合は落札者とし、工事費内訳書に記載された単価等について、算出根拠が適正でなく、当該工事全体の見積りが信頼性に欠けると判断した場合は、『当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある』との理由により落札者としません。

なお、低入札価格調査に際し、数値的失格基準による適否の判断はいたしません。

（２）工事費内訳書の根拠の提出

低入札価格調査の対象者へは当該調査時において、次に掲げる積算根拠（全ての工種に係る代価表、見積書等）、その他調査に必要な書類の提出を求めます。工事費内訳書記載の単価等について、算出根拠が適正でなく、当該工事全体の見積りが信頼性に欠けると判断した場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定します。

なお、市が求める調査に必要な書類を指定する日までに提出しなければ直ちに当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定します。

① 積算根拠（代価表、見積書等）

ア 金抜設計書を設計図書で示している工事

原則として、提示している金抜設計書の代価表全ての提出を求めます。下請に出す工種がある場合にも、金抜設計書の形式にあわせて作成してください。

イ 参考明細書を添付している建築工事や設備工事等の工事

見積書等の積算根拠が明確となるものを提出してください。

② その他の書類

ア 当該価格で入札した理由
イ 入札金額の内訳
ウ 手持工事の状況
エ 当該工事現場とその入札者の事業所、倉庫等との地理的関係
オ 手持資材の状況
カ 資材購入先との関係
キ 手持機械の状況
ク 現場労働者の供給見通し
ケ 適正賃金の確保にかかる確認書